(目的)

第1条 この要綱は、観光及び緑地保全等の見地から公益性が高いと認められる松又は準公共的 施設用地等に生育する由緒ある銘木等の松を、松くい虫の被害から防除するために補助金を交 付し、もって松くい虫による被害を防ぐとともに、緑を保全することを目的とする。

(環境美化作業)

- 第2条 この要綱において「薬剤散布」とは、観光資源の景観等の公益的機能が高く、将来にわたって保全すべきであると市長が認める松で、次の各号に掲げる要件に該当する立木を、樹幹注入剤の施工によって防除することをいう。他の薬剤による防除方法は補助対象としない。
 - (1) 樹幹注入剤を施工する松は、健全木とする。
 - (2) 樹幹注入剤を施工する松の胸高直径は、20センチメートル以上とする。
 - (3) 樹幹注入剤の施工は、専門技術者が適期に行うものとする。

(原材料の支給)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、防除する松の所有者又は管理者であること。 ただし、準公共施設用地等にある松は、防除する松の所在地域の総代であること。

(活動報告)

第4条 補助金の額は、樹幹注入剤を施工するのに要した経費の45%以内の額とする。ただし、 予算の範囲内とする。

(補助金の交付申請等)

- 第5条 この要綱に定める補助金の交付については、蒲郡市補助金等交付規則(昭和38年蒲郡市規則第17号。以下「規則」という。)の規定を準用する。
- 2 前項において準用する規則第4条の市費補助金等交付申請書には、次の書類を添付するものとする。
 - (1) 実施計画書
 - (2) 防除しようとする松の全景写真
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 第6条 補助金事業等実績報告書には、次の書類を添付するものとする。
 - (1) 樹幹注入剤の施工中の写真
 - (2) 費用明細書及び領収書の写し
 - (3) その他市長が必要と認める書類

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は市長が定める。

附則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。